

月刊事務所通信

マネジメント倶楽部

平成25年9月号 第174号



Sep
9
2013

～今月のメニュー～

- | | | | |
|-----|---|-------------------------|---|
| ○ 特 | 集 | 2020年東京オリンピックの経済効果…………… | 1 |
| | | 日本経済新聞他より抜粋 | |
| ○ 経 | 営 | 思いやる心が信頼をかちとる…………… | 2 |
| | | 稲盛和夫著～成功への情熱～より | |
| ○ 税 | 務 | 役員の賞与に係る事前確定届出給与…………… | 3 |
| | | ～判例～ | |
| ○ そ | の | 他 | |
| | | 身近になった相続税 その2…………… | 4 |
| | | ～相続財産から控除できるもの～ | |
| ○ 通 | 信 | 欄…………… | 5 |

～納税のお知らせ～

- ◎ 10/31 8月決算法人の法人税等・消費税納付期限
- ◎ 10/31 2月決算法人の法人税等・消費税予定納税期限

特集

2020年東京オリンピックの経済効果

日本経済新聞他より抜粋

9月8日、2020年のオリンピックが東京で開催されることが決定しました。
今回は2020年東京オリンピックが日本にもたらす経済効果についてまとめました。

【プラス面】

①急速な交通網の整備による物流の効率化

例) 空港⇒首都圏空港(羽田・成田)の年間発着枠の拡充
道路⇒圏央道・外環道・中央環状線の3環状道路の整備
首都高速道路の老朽化対策

上記の他

前倒して整備されるものが多くあると予想されている。

②外国人観光客の誘致

2012年に日本を訪れた外国人は約840万人であるのに対し、政府の目標は1,000万人。間違いなく観光客は増えるため、日本の観光産業(飲食業・宿泊業等)の景気が良くなるとの見方が多い。

③雇用の創出

東京都では、東京オリンピック開催に伴い、東京で84,000人、その他地域で68,000人、合計で152,000人の雇用を創出すると試算している。

④消費者意欲の向上

オリンピック開催となるとテレビが売れる傾向にある。またオリンピックを一目見ようと旅行に出かける人も増えると考えられる。

【マイナス面】

①建設労働者の不足・労務費の高騰

東日本大震災以降、建設労働者が不足しており、事態が深刻化すると見込まれている。東京都では鉄筋工の賃金が震災前に比べ、4割前後高くなっている。実際、今夏に東京都では競技場の新築工事の業者を募ったところ、手を挙げた建設会社がゼロだったというものもあったようだ。

②建設資材の不足・価格の高騰

東日本大震災の復興も進んでいる中での、オリンピックに向けたインフラ整備になるため、仮設住宅で暮らす被災者の住宅再建などを妨げることなどが懸念されている。

(担当：高橋)

思いやる心が信頼をかちとる

稲盛和夫著～成功への情熱～より

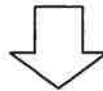
経営者は、率先して積極的に仕事を進め、従業員の良い手本となるべきです
また、誠実でなければなりません

しかし

さらに重要なことは、後ろを振り返って、本当に従業員が
自分についてきてくれているかどうかの確認を忘れないことです

従業員が経営者についていくには…

信頼だけでなく、「尊敬」を得ることが必要です



その方法は…

日々、心と心のふれあいを大切に仕事をすることなのです

あらゆる機会を見つけて従業員とのふれあいを大切にすることが必要なのです

- ・一緒にくつろいでコーヒーを1杯飲む
- ・通りすがりにその仕事ぶりに対してねぎらいの言葉をかけてあげる 等

そのちょっとした、そして心のこもった気づかいが、従業員の心を打つのです

そしてそのような思いやりにもとづくふれあいが永く続くことによって、

社内に和やかな人間関係と調和が醸成されていくのです

経営は、信賞必罰でなければなりません

しかし、厳しい姿勢の陰に暖かい思いやりが垣間見られるような
経営者の行動があつてはじめて、従業員もついてきてくれるのです

(担当：芳賀)

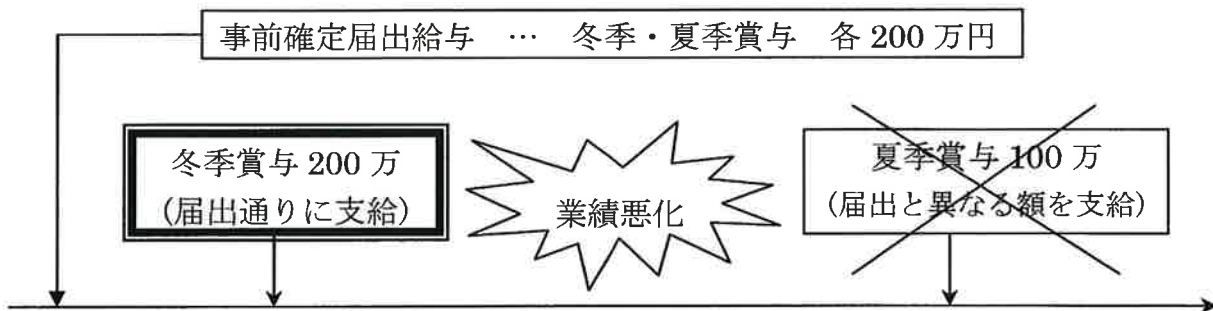
役員の賞与に係る事前確定届出給与 ～判例～

事前確定届出給与とは

役員の賞与を事前確定届出給与として、支給時期と金額を事前に決めて税務署長に届け出て実際にその届出どおり支給すれば、その賞与の額を損金算入する事ができ、課税の対象とならなくなります。

事前確定届出給与の取り扱いを巡る判例

事前確定届出給与を届け出ているA企業が支給した夏季賞与と冬季賞与について、冬季賞与は事前確定届出給与の額通りに支給したものの、業績悪化のため夏季賞与を減額し届出と異なる額を支給した場合。



この場合の届出の額と異なる夏季賞与は当然損金不算入となりますが、届出どおりに支払われた冬季賞与は事前確定届出給与に該当するのでしょうか。

裁判所の判断

事前の定めよりも実際の支給が減額された場合、所得金額が多くなる為課税の公平を害することはないように見えるが、所得金額の操作が可能となってしまうことになり、また事前確定届出給与は冬季・夏季合わせて1個の単位として判定すべきものなので1回でも事前の定めどおりに支給されなければ役員給与は全体として事前の届出どおりになされなかったとするのが相当です。

結論：冬季賞与、夏季賞与合わせて損金不算入

○事前確定届出給与に関する定めを変更したい場合

変更事由が業績悪化によりやむを得なく、役員の給与を変更しなければならない場合、その変更について株主総会等の決議をした日から1か月を経過する日までに届け出ることによって変更することが可能です。ただし、変更届出を提出した場合でもその変更が認められるかどうかは細かく規定がある為、詳しくは当事務所にご相談ください。

(担当：金田)

その他

身近になった相続税 その2 ～相続財産から控除できるもの～

相続税を計算するときは、まず相続財産の金額を計算します。その際、被相続人が残した借入金などの債務を相続財産から差し引くことができます。

今回は、相続財産から控除できるものの具体例をご紹介します。

①非課税財産の価額

1	墓地や墓石、仏壇、仏具、神を祭る道具など日常礼拝をしている物
2	相続によって取得したとみなされる生命保険金のうち <u>500 万円に法定相続人の数をかけた金額までの部分</u> (法定相続人については、8月号に掲載)
3	相続によってもらったとみなされる退職手当金等のうち <u>500 万円に法定相続人の数をかけた金額までの部分</u>

②債務及び葬式費用の額

A. 債務→被相続人が死亡したときにあった債務で確実に認められるもの(住宅ローン等)

※被相続人の死亡後相続人が納付又は徴収される税金等について、被相続人が死亡したときに確定していないものであっても、債務として差し引くことができます(所得税等)

注意：被相続人が生前に購入したお墓の未払金など非課税財産に関する債務は差し引くことはできません。

B. 葬式費用→債務ではありませんが、相続税を計算するときは相続財産から差し引くことができます。

相続財産から控除できるもの	相続財産から控除できないもの
死体の搜索又は死体や遺骨の運搬にかかった費用	香典返しのためにかかった費用
葬式、葬列、火葬、埋葬、納骨をするためにかかった費用	初七日や法事などのためにかかった費用
葬式などの前後に生じた費用で通常葬式などにかかせない費用(お通夜等の費用)	墓石や墓地の買入れのためにかかった費用

なお、今回ご紹介したのは具体例ですので、詳しくは当事務所までご連絡ください。

(担当：高梨)

通 信 欄

広告掲載の御案内

本誌では、広告掲載企業・団体を募集しております。本誌は西置賜を中心に約300社に配布されております。御社の事業活動または商品PRに、是非ご活用下さい。
(写真なしで500円、写真ありで1,000円です。)

寿し処 ぜん

かね善

山形県長井市新町
TEL 0238(84)1165



ご案内図



山形の地場産品を

世界に販売!!



世界有数のショッピングサイト

amazon.co.jp

で自社商品を販売しませんか?

商品の出品条件

山形県内で製造された製品、もしくは加工された商品に限ります。仕入商品については対象外とさせていただきます。

- 兼統本舗内への出店費用 **月額3,900円**
- 自社の店舗ページ作成
- 最大100品まで出品可能

Sanno 株式会社 **サンノー企画印刷**

〒993-0035 山形県長井市錦町1667-3
TEL 0238-88-5208 **サンノー・インタラクティブ**

URL: <http://www.sanno-planning.com>
e-mail: sanno@jan.ne.jp

入学金 0円

月額 **たった3,500円**~で資格が取れます!

働いている方も、夜間・土日を利用して資格取得できます!

転職のために

スキルアップのために

転職のために

社内研修のために

大注目

- ★ 医療事務・医療コンピュータ講座
- ★ 歯科助手コース **実技があるので就職後の安心!!**
- ★ 行政書士コース **プロがわかりやすく指導!!**

無理なく高卒資格

マインで解決!!

不登校 進学ができない
変な高校をい
中退

高校卒業資格がないと **就職や進学もできません!**





問合せ先 **0120-85-5126** 山形市幸町6-1 レッツ学院ビル
<http://e-dcs.jp>

《発行》

長井税理士法人

株式会社 トップマネジメント

〒993-0013
山形県長井市館町南10番57号
TEL 0238-88-9159
FAX 0238-88-9174
— 編集：事務所通信係 —
(平成25年9月30日発行)